

第4章

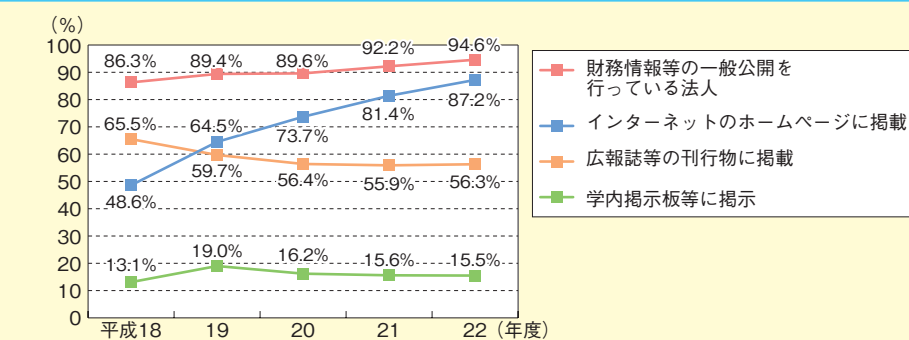
私立学校の振興

学校法人の財務情報等の公開

- ・私立学校を設置する学校法人は、学生に対し、その在学中の健全な経営を保つ責務があり、学生はもとより保護者や入学志願者など社会全体に対する説明責任を有しています。このため、財務・経営状況などの情報を積極的に公開していくことが求められています。
- ・文部科学省としては、私立学校法の改正に伴い、平成17年4月より利害関係人に対する財務関係書類の閲覧が義務化されたことに加えて、各学校法人に対してインターネット等の活用などによる財務情報等の公開の積極的な取組を促しています。その一環として、文部科学大臣が所轄する大学、短期大学を設置する学校法人について、財務情報等の公開状況を把握することを目的として、毎年度、学校法人の財務情報等の公開状況に関する調査を実施し、その結果を公表しています。調査は、ホームページへの掲載等による積極的な情報公開の取組や財務情報等を分かりやすく説明するための取組の実施状況などについて行っています。
- ・平成22年度の調査結果では、文部科学大臣所轄の学校法人のうち、学校法人のホームページへの掲載、広報誌等の刊行物への掲載、学内掲示板等への掲示のいずれかの方法により一般公開を行っている学校法人は、全法人の94.6%にあたる628法人(対前年度比2.4ポイント増)となっています。このうち、ホームページへ掲載して公開をしている学校法人は、全体の87.2%にあたる579法人となり、前年度と比べて5.8ポイント増加しました(図表2-4-1)。
- ・文部科学省では、この調査結果を文部科学省のホームページに掲載して公表するとともに、平成22年度から、文部科学省のホームページから各学校法人のホームページ上の財務情報へリンクできるようにしました。なお、私立大学・短期大学の団体において、22年7月に財務情報公開のガイドラインとして「大学法人の財務・経営情報の公開について」(中間報告)がまとめられ、各加盟校に対し情報公開に積極的に取り組むよう周知されています。
- ・これらの取組を通じて、各学校法人において、財務情報等の公開が更に推進されることが期待されます。また、当該学校法人の設置する大学・短期大学・高等専門学校に入学を希望している学生やその保護者において、公開された財務情報等が活用されるように、各学校法人が分かりやすい情報公開に努めることが期待されます。

[文部科学省のホームページ(学校法人の財務情報等の公開状況) http://www.mext.go.jp/a_menu/koutou/shinkou/07021403/1299684.htm]

図表2-4-1 財務情報等の一般公開の方法別実施状況の推移(全法人に対する割合)



(出典) 平成22年度 学校法人の財務情報等の公開状況に関する調査結果について

重要な役割を果たす私立学校

私立学校に在学する学生・生徒などの割合は、大学・短大で約8割、高等学校で約3割、幼稚園で約8割、専修学校・各種学校で9割以上となっており、私立学校は我が国の学校教育の発展に大きく貢献しています。また、グローバルな知識基盤・学習社会の中で、各私立学校は、多様化する国民のニーズ(需要)に応じた特色ある教育研究の推進が求められており、それぞれが建学の精神に基づく個性豊かな活動を積極的に展開しています。このように、私立学校は、我が国の学校教育の発展にとって質・量両面にわたり重要な役割を果たしています。

このため、文部科学省は、私立学校の振興を重要な政策課題として位置付け、その教育研究条件の維持向上と在学する学生生徒などの修学上の経済的負担の軽減を図るとともに、経営の健全性を高めるため、次の施策をはじめとする振興方策を講じ、その一層の充実に努めています。

- ①教職員の人件費や教育研究に係る経費などの経常費や施設整備費に対する補助
- ②日本私立学校振興・共済事業団における貸付
- ③税制上の優遇措置
- ④学校法人の経営改善支援

さらに、私立学校を設置する学校法人が近年の急激な社会状況の変化に適切に対応し、様々な課題に対して主体的、機動的に対応していくため、平成17年4月1日から①学校法人における管理運営制度の改善、②財務情報の利害関係人への公開、③私立学校審議会の構成の見直しを主要内容とする改正私立学校法が施行されています。

各私立学校においては、それぞれの自助努力により、経営基盤の維持・強化を進め、教育研究内容や財務状況に関する情報公開を積極的に行いつつ、国民の要請に応える個性的で魅力あふれる学校づくりを進めることが期待されています。

第1節 私立学校に対する助成

1 私立大学等に対する助成

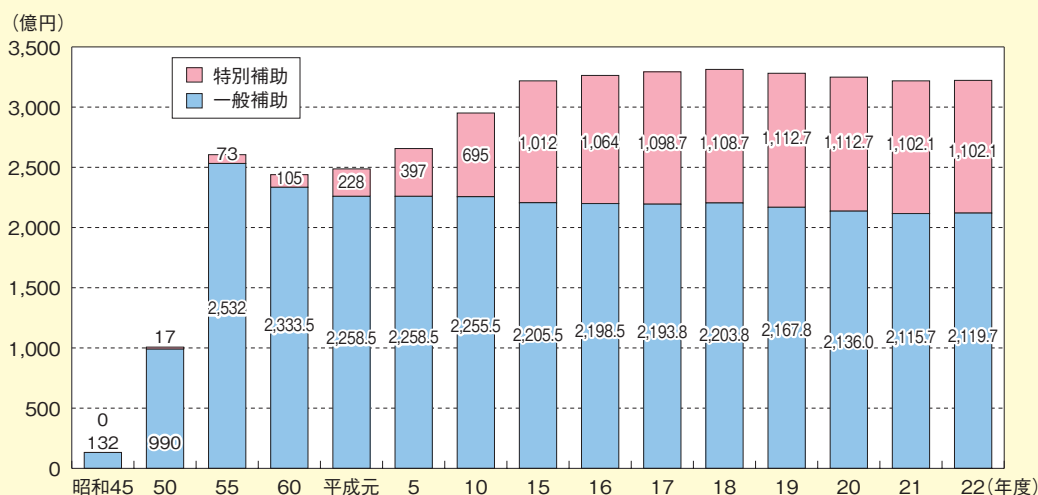
(1) 経常費に対する補助

文部科学省は、私立の大学、短期大学、高等専門学校における教育研究に必要な経常的経費(教職員の給与費、教育研究経費など)に対して補助を行っており、平成22年度予算では、約3,222億円を計上しています。この補助には、大きく分けて「一般補助」、「特別補助」があります(図表2-4-2)。

図表2-4-2 私立大学等経常費補助金予算額の推移

単位：億円

	45	50	55	60	元	5	10	15	16	17	18	19	20	21	22
一般補助	132	990	2,532	2,333.5	2,258.5	2,258.5	2,255.5	2,205.5	2,198.5	2,193.8	2,203.8	2,167.8	2,136.0	2,115.7	2,119.7
特別補助	0	17	73	105	228	397	695	1,012	1,064	1,098.7	1,108.7	1,112.7	1,112.7	1,102.1	1,102.1
合計	132	1,007	2,605	2,438.5	2,486.5	2,655.5	2,950.5	3,217.5	3,262.5	3,292.5	3,312.5	3,280.5	3,248.7	3,217.8	3,221.8



(出典) 文部科学省調べ

一般補助は、教職員の給与費や基盤的な教育研究経費、教職員の所定福利費、厚生補導費などを対象としています。配分に当たっては、①学生定員の管理状況、②専任教員一人当たりの学生数、③学生納付金の教育研究経費への還元状況など、教育条件や財政などの客観的な指標に基づき補助金額を増減し、効果的・効率的な配分を行っています。また、平成19年度より、各大学等の経営の効率化を促すため、定員割れ大学等への減額の強化を段階的に行っています。

特別補助は、各大学等における特色ある教育研究などを対象にし、その取組を支援しています。平成22年度においては、大学の国際化の推進、地域社会のニーズに応える人材養成への支援など各大学の個性・特色を活かした教育研究の質の向上や、授業料減免への支援による学生の経済的負担の軽減、経営の健全性の向上等を図る取組を支援しています。

(2) 施設・設備等の整備に対する補助

私立大学などが実施する施設・設備などの整備については、次のような補助を行っています。

- ①各大学の経営戦略に基づいて行う研究基盤の形成を支援するため、研究プロジェクトに対し、施設等整備費と研究費を総合的に補助(「私立大学戦略的研究基盤形成支援事業」)

②教育や学術研究に必要な機器の整備及び低炭素社会の実現に向けた施設整備に対する補助

③校舎などの耐震補強工事，アスベスト対策工事及びバリアフリー化工事に対する補助

平成 22 年度予算では，これらの事業に合わせて約 121 億円を計上しています。このうち，①，②に関する補助金の配分に当たっては，外部の学識経験者から構成される委員会において審査・選定を行っています。

2 私立高等学校等に対する助成

(1) 経常費助成費等に対する補助

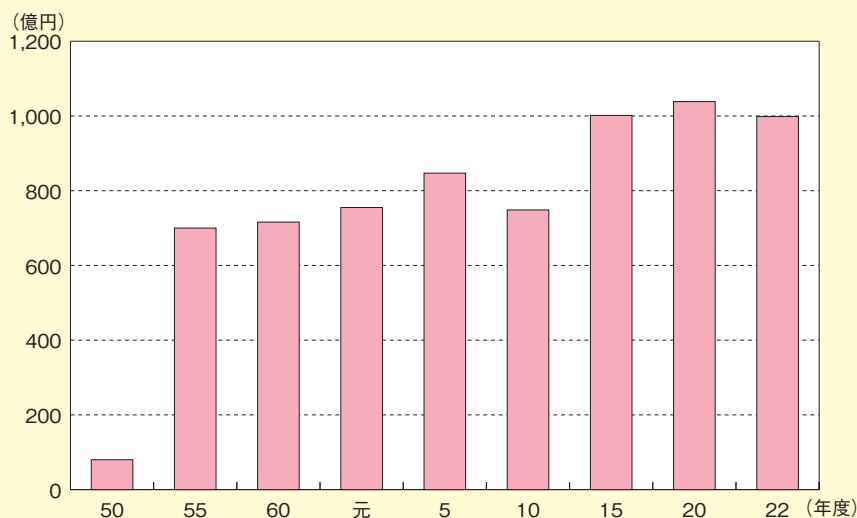
私立の高等学校，中等教育学校，中学校，小学校，幼稚園，特別支援学校の運営のために必要となる経常的経費については都道府県が助成しており，初等中等教育の全国的水準の維持向上のため，都道府県に対し地方交付税措置が講じられています。文部科学省では，都道府県が行う経常的経費の助成（経常費助成費）などに対して国庫補助を行っています。国庫補助金の配分は，都道府県の助成水準に応じて行うこととし，都道府県における積極的な取組を促すよう配慮しています（図表 2-4-3）。

図表2-4-3 私立高等学校等経常費助成費等補助の推移

単位：億円

年 度	50	55	60	元	5	10	15	20	22
補助金額	80.0	700.0	716.0	755.0	847.0	748.5	1,001.5	1,038.5	998.5

私立学校振興助成法成立・補助金制度創設



(出典) 文部科学省調べ

平成 22 年度予算では，約 999 億円の国庫補助金を措置するとともに，地方交付税措置の充実が図られています。

国庫補助金では，幼稚園における特別支援教育に対する補助を充実したほか，新学習指導要領を踏まえた特色ある取組や幼稚園における預かり保育，子育て支援推進事業，保護者の失職等による家計急変世帯等を対象とした授業料減免措置に対する補助を行うなど，私立高等学校等における教育条件の向上等を支援しています。

また，経済情勢の悪化を踏まえ，平成 21 年度第 1 次補正予算で高校生修学支援基金(約 486 億円，平成 21～23 年度の 3 か年分)を措置し，都道府県が行う経済的理由により修学困難な高校生への奨学金事業や私立高校生に対する授業料減免補助に対して緊急的な支援を行っており，22 年度からは私立高校生に対する入学料減免補助も対象事業に加えています。

なお、各都道府県は、経常費助成費の配分に当たり、教育条件の整備状況などに応じた傾斜配分を行うなど、私立学校の経営努力を促しつつ特色ある教育が推進されるよう配慮しています。

(2) 施設・設備の整備に対する補助

校舎施設の機能をより高めることを目的として、私立学校が実施する施設整備に対して補助をしています。具体的には、

- ①耐震化など施設の防災機能・安全機能強化のための施設整備
- ②低炭素社会の実現に向けて環境へ配慮した施設づくりのための施設整備
- ③校内 LAN、施設のバリアフリー化など教育内容・方法の改善を目的とした施設整備

などに対する補助を行っています。特に、平成 20 年 6 月の地震防災対策特別措置法の改正を踏まえ、地震による倒壊の危険性が高い(Is 値^{*1} 0.3 未満)学校施設の耐震改修については、補助率の引き上げ(1/3→1/2)を行っています。22 年度には、これらの取組に対して約 21 億円の予算を計上しています。

また、IT 教育の充実を図るため、コンピュータなどの IT 教育設備の購入に要する経費の一部を補助する「私立高等学校等 IT 教育設備整備推進事業」を実施しており、平成 22 年度は 8 億円の予算を計上しています。

(3) 教員研修事業費等に対する補助

私立学校における教育指導の充実を図るため、日本私学教育研究所が実施する、私立高等学校などの新任教員を対象にした初任者研修事業と 10 年経験教員を対象にした経験者研修事業などに要する経費の一部を補助しており、平成 22 年度は約 2,485 万円の予算を計上しています。

3 私立学校施設高度化推進事業

現在、多くの私立学校施設が老朽化しています。そのため、私立学校施設の高度化・近代化を計画的に推進し、教育研究条件の充実向上を図るため、日本私立学校振興・共済事業団からの融資を受けて実施される、築 30 年以上の老朽校舎や危険建物と認定された旧耐震基準の学校施設(昭和 56 年以前の建物)の建替え整備事業、私立大学病院の建替え整備事業について利子助成を行っています。また、平成 8 年度以前に実施された学校施設整備事業についても、教育方法などの改善計画の円滑な遂行を支援するため、その金利負担の一部を利子助成の対象としており、22 年度は合わせて約 18 億円を計上しています。

4 私立専修学校に対する助成

文部科学省では、専修学校がその柔軟な制度の下で、社会の多様なニーズに対応した実践的な職業教育、専門的な技術教育等を行う教育機関として発展していくため、様々な施策を実施しています。

専修学校(専門課程)における教育環境の充実を図るため、教育装置や情報処理関係設備の整備に要する経費の補助、教員研修に対する補助などの助成を行っています。また、意欲的に教育の向上に取り組む専修学校に対しては、即戦力となる人材の育成や教育水準の高度化など、社会的要請の高い課題に対応するための教育方法などの研究開発や、多様な人材育成のためのキャリアアップ教育プログラムの実施などを委託するなど、専修学校教育の一層の振興を図っています。

^{*1} Is 値 (構造耐震指標) : 建物の耐震性能を表す指標

1 日本私立学校振興・共済事業団の事業

日本私立学校振興・共済事業団では、私立学校の教育の充実・向上と経営の安定を図るための助成業務、私立学校の経営等相談業務、及び私立学校教職員の福利厚生を図るための共済業務を総合的にを行っています。

具体的には、私立学校振興のための助成業務として、文部科学省から私立大学等経常費補助金の交付を受け、これを私立大学等を設置している学校法人に交付しており、平成22年度は約3,222億円を交付しています。

さらに、私立学校の施設・設備の整備などに必要な資金について、長期・低利の有利な条件で学校法人への貸付けを実施しており、平成22年度は、私立大学病院の施設整備に対する貸付け枠を拡充するなど、事業全体で900億円の貸付けを計画しています。

また、私立学校の教育条件や経営に関する情報収集及び調査・研究を行うとともに、学校法人等の依頼に応じて経営等に関する指導・助言を実施しており、この業務の一環として平成22年度からは新たに、理事長・学長等を対象としたリーダーズセミナーを全国7会場で実施しています。

また、私立学校教職員のための共済業務として、①加入者とその家族の病気・けが・出産・死亡又は災害などに対して給付を行う短期給付事業、②加入者の退職・障害又は死亡に対して年金の給付を行う長期給付事業、③病気の予防、病院や宿泊施設の運営、資金の貸付け、貯金の受入れなどを行う福祉事業を実施しています。

2 私立学校に関する税制

私立学校教育の振興や学校法人の公益性の観点から、種々の税制上の優遇措置が講じられています。

私立学校を設置する学校法人については、収益事業を行う場合を除き、法人税・事業税等は非課税とされ、収益事業から生ずる所得についても、法人税は軽減税率が適用されています。また、学校法人が自ら直接保育又は教育のために使用する不動産に関しては不動産取得税・固定資産税・登録免許税が非課税とされています。

特定公益増進法人の証明を受けた学校法人に対して寄附を行った場合、個人の場合には寄附額から一定額(適用下限額)を差し引いた額の所得控除、企業などの法人の場合には一般の寄附金とは別枠の損金算入が認められています。平成22年度税制改正では、個人が学校法人に寄附を行った場合について、適用下限額が5千円から2千円に引き下げられました。この改正により、従来より少額の寄附も控除対象となることから、寄附に向けた意識や意欲が高まり、少額寄附や継続的な寄附の増加が期待されます。

また、一定の要件を満たす学校法人に対し、相続財産をその申告期限までに寄附した場合には、その相続財産に係る相続税は非課税とされています。さらに、土地や建物をはじめとする資産を学校法人に対して贈与した場合には、譲渡所得が非課税とされています。

各私立学校においては、これらの税制上の特例措置を積極的に活用して経営基盤強化を図り、魅力ある教育研究が進めることが期待されています。

3 学校法人に対する経営改善支援

近年における少子化などの影響もあり、私立学校を設置する学校法人をめぐる経営環境は全体として厳しい状況にあります。平成22年度において入学定員を満たしていない私立学校が、大学で217

校(約38.1%)短期大学で215校(約62.5%)を占めています。また、平成21年度決算において、帰属収入で消費支出を賄えない学校法人(大学、短期大学を持つ学校法人)が42.8%に上っています。各学校法人においては、新しい時代の要請に応じた学部・学科の見直しや特色ある教育研究活動の展開はもとより、経費の削減など経営の効率化を図り経営基盤の安定のための努力を積極的に行っていくことが求められています。

文部科学省では、平成17年に経営困難な学校法人への対応方針として経営分析の実施と学生に対するセーフティネットの考え方を示すとともに、「学校法人経営指導室」を設け、学校法人に対する経営指導の強化・充実を図りました。また、19年度から私立大学等経常費補助金において、学校規模の適正化及び経営の改善・効率化に取り組む私立大学等に対し支援を行っています。

また、日本私立学校振興・共済事業団においても、経営分析・経営相談体制の整備を図るとともに、平成19年には、定量的な経営判断指標に基づく経営状態の区分とそれぞれの区分に応じた経営改善等の取組支援の在り方等をまとめました。

平成22年6月には、中央教育審議会大学分科会において「中長期的な大学教育の在り方に関する第四次報告」がまとめられ、①経営指導・経営相談の充実、②財務・経営情報の公開の促進、③公財政措置の充実といった今後の私立大学の健全な発展に向けた改善の方向性が示されました。

文部科学省としては、示された改善の方向性を踏まえながら、日本私立学校振興・共済事業団とも緊密に連携しつつ、学校法人の経営改善や再生等に向けた支援策を検討・実施していきます。特に、各学校法人の実情に即した改善・再生策の策定・推進など、学校法人の経営改善への取組に対する支援を進めていきます。